

# 要請書

今治市人権啓発課様

要請団体及び要請者

『えひめ教科書裁判を支える会』

外9名

2011年 8月10日

## <要請事項>

今治市内の中学生は、2010年4月から数十か所もの間違いがある歴史教科書を使用させられ始め、それは、このいま現在も続いています。(資料① 参照)

これは、子どもたちの有する人権のなかでも極めて重要な「教育を受ける権利」に対する侵害であり、許されざる人権侵害です。(資料② 参照)

したがって、今治市人権啓発課におかれては、これ以上、子どもたちへの人権侵害が続かぬよう、この人権侵害状況を即刻止める措置をとって頂きたい。

## <要請理由>

ご存じの通り、すべての市民は、憲法により、基本的人権を保障されている。とりわけ、憲法第26条が保障する「教育を受ける権利」は、子どもたちにとって、極めて重要な権利である。当然のことであるが、この26条が子どもたちに保障する権利は、どんな教育でも、ただ受けさせれば良い、という性格のものではない。

当然、子どもたちには正確な知識と、多面的・多角的な視点からのものの見方、考え方が提供されなければならない。そして、それらの基礎的な知識をもとに、子どもたち自らが、自主的・主体的に学んでいくことのできる教育環境を、私たち大人の市民および各行政機関は提供・保障しなければならない。

以下の最高裁判決は、これらのことを、明確に述べている。

「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されないと解することができる」

(旭川学力テスト事件 最高裁大法廷判決 1976年5月21日)

然るに、別紙「資料」類から明らかなように、現在、今治市の中学校に通う生徒たちは、「ひとり一人の人権よりも国家を大事とする」公民教科書(資料③ 参照)と、「誤りだらけの」歴史教科書を使わせられているのである。つまり、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施」されているのである。

これは、子どもたちの人権を侵害する行為であり、かつ、明白な違憲行為である。

本来ならば、このような教育環境をつくらないようにするのは、教育行政を司る教育委員会の仕事であろう。しかし、このような教育環境をつくったのは、このような教科書(扶桑社)を採択した、当の教育委員会そのものなのである。

私たちは、何度となく、このような人権侵害をやめるよう、教育委員会に要請したが、当の教育委員会は、この人権侵害状況を改善することを拒否している。

ことは、今治市という自治体が、その自治体に住む子どもたちの人権を守れるのか、守れないのか、という事態なのである。

ならば、教育委員会が上記のような状況である以上、子どもの人権問題に取り組む、当自治体の他の機関・部署が、この問題の解決に乗り出さなければならない。これは、憲法上、当然、要請されることであるが、今治市の場合、「あらゆる人権侵害をなくする」ことを、「市及び市民の責務」とする以下のような「今治市人権尊重のまちづくり条例」(資料④)を定めているのだから、この問題を解決することに対する、今治市当局および今治市人権啓発課の責務は明らかである。

私たちは、以上の理由から、今治市人権啓発課が、今治市の中学生たちに対する人権侵害状況を解決する有効な措置を、即刻とるよう求めるものである。

以上